

男女共同参画基本計画（第5次）改定素案【概要】

1 改定の趣旨

現在の第4次計画（令和元年度～令和4年度）が、計画期間の最終年度を迎えたことから、これまでの成果と課題を踏まえながら、より実効性の高い計画に改定する。

2 計画の性格

- 「男女共同参画社会基本法」第14条及び「徳島県男女共同参画推進条例」第8条に基づく「基本計画」
- 「女性活躍推進法」第6条に基づく「都道府県推進計画」

3 計画期間

令和5年度から令和8年度までの4年間

4 計画の進捗管理

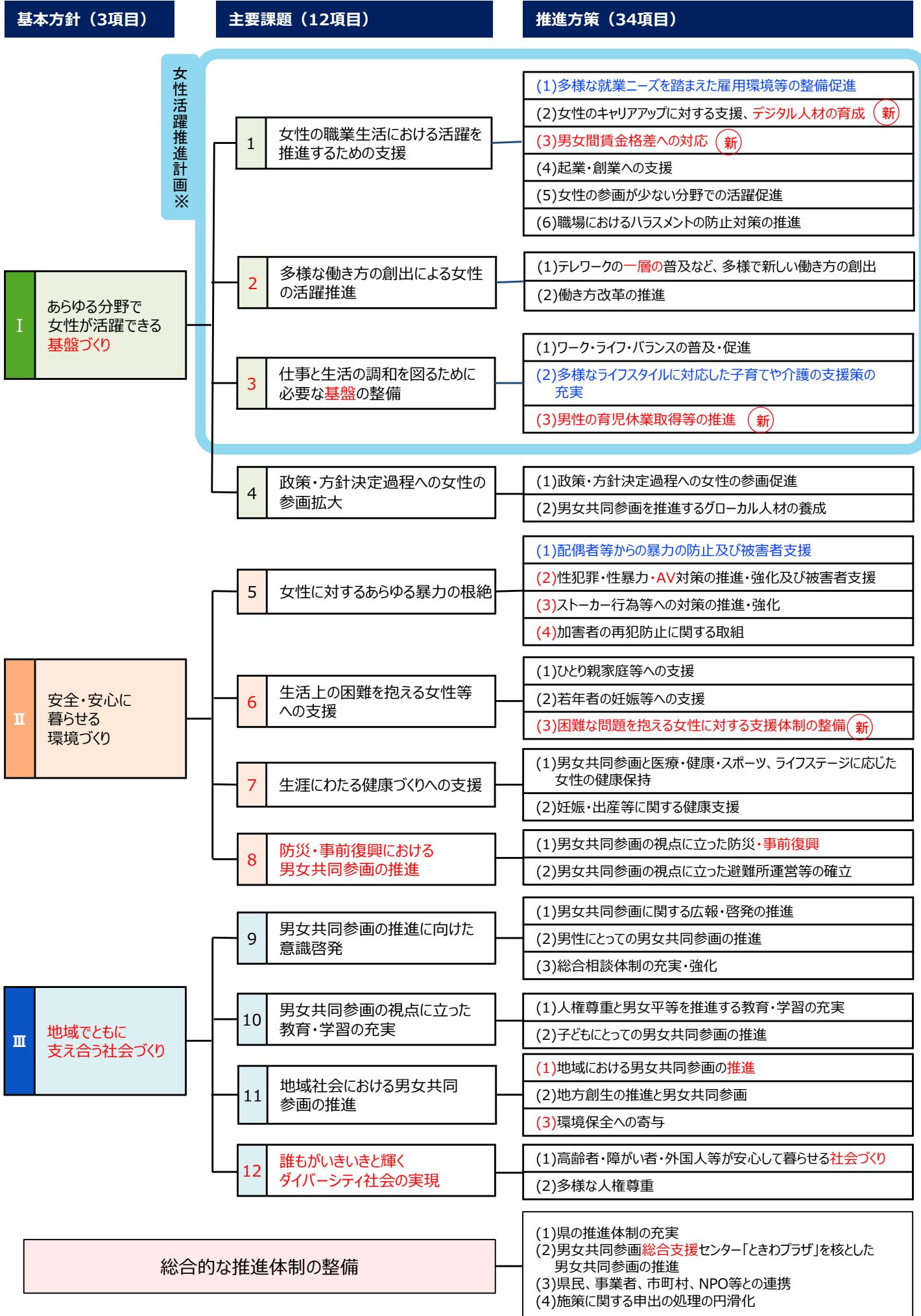
- 「徳島県男女共同参画会議」及び「働く女性応援ネットワーク会議」において、施策の効果を検証し、進捗状況について毎年公表を行う。
- 県の総合計画と計画期間を一致させ、効果的、効率的なPDCAサイクルを確立する。

計画の特徴

基本目標	多様な生き方・働き方が実現できる誰もが輝く社会の創造
主な改定の視点	<ul style="list-style-type: none">①更なる女性活躍に向けた「デジタル人材の育成」「賃金格差への対応」②男性の育児休業取得の推進など家庭・地域における活躍③「生活困窮」や「暴力」など困難を抱える女性を支援する体制整備④多様性を理解・尊重するダイバーシティ社会の実現⑤SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた施策の展開

計画体系	<p>➢「基本方針」に基づく、「主要課題」及び「推進方策」の追加・統合等 (主要課題 <u>12項目</u> ・ 推進方策 <u>34項目</u>)</p> <p>※うち女性活躍推進法に基づく「推進計画」 (主要課題 <u>3項目</u>)</p>
------	--

第5次計画の体系



※主要課題 1、2、3については「女性活躍推進法」に基づく「推進計画」として位置づける。